

さいたま市告示第837号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年6月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドイト与野店

所在地 さいたま市中央区円阿弥一丁目1番3号

名称 ドン・キホーテ与野店

所在地 さいたま市中央区八王子一丁目7番26号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ドイト株式会社

代表者氏名 代表取締役 大原 孝治

住所 さいたま市中央区円阿弥一丁目1番3号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
ドン・キホーテ館前駐車場	22台
第1駐車場	57台
第2・3駐車場	77台
第5駐車場	19台
第7駐車場	17台
合計	192台

(変更後)

位置	収容台数
ドン・キホーテ館前駐車場	22台
第1駐車場	56台
第2・3駐車場	69台
第5駐車場	19台
合計	166台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

区分	出入口の数
ドン・キホーテ館前駐車場	2箇所
第1駐車場	2箇所

第2・3駐車場	4箇所
第5駐車場	2箇所
第7駐車場	1箇所
合計	11箇所

(変更後)

区分	出入口の数
ドン・キホーテ館前駐車場	2箇所
第1駐車場	2箇所
第2・3駐車場	4箇所
第5駐車場	2箇所
合計	10箇所

- (4) 変更する年月日
平成30年2月1日
- (5) 変更する理由
第7駐車場を地権者に返却するため。
- 2 届出年月日
平成29年5月31日
- 3 届出及び添付書類の縦覧期間
平成29年6月6日から平成29年10月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
- (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048(829)1364
FAX 048(829)1966
- (2) 中央区役所区民生活部総務課
住所 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号
電話 048(840)6013
FAX 048(840)6160
- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
- (1) 意見書の提出期間
平成29年6月6日から平成29年10月6日まで。
- (2) 意見書の提出先
さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課
郵便番号 330-9588
住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048(829)1364
FAX 048(829)1966